

昭島市民会館・公民館消防計画

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 予防管理対策（第7条～第24条）
- 第3章 自衛消防活動対策（第25条～第32条）
- 第4章 震災対策（第33条～第42条）
- 第5章 警戒宣言発令時の対応措置（第43条～第47条）
- 第6章 防災教育及び訓練等（第48条～第53条）
- 附 則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この計画は、消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項の規定に基づき、昭島市つつじが丘三丁目7番7号に所在する昭島市民会館・公民館(以下「会館」という。)における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

（消防計画の適用範囲）

第2条 この計画は、会館に勤務する者及び来館するすべての者に適用するものとする。

2 市民会館・公民館の管理権原の及ぶ範囲は、建物全体（管理）とする。

（管理権原者）

第3条 管理権原者（教育長）は、会館の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ市民会館・公民館長を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせるものとする。

3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成(変更)する場合、必要な指示を与えなければならない。

4 管理権原者は、防火上の建物構造及び消防用設備等の不備・欠陥等が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

（防火管理者及び事務局）

第4条 防火管理者は市民会館・公民館長とし、その事務局を市民会館・公民館におき、この計画実施にあたってのすべての事務を行うものとする。

（防火管理者の業務）

第5条 防火管理者は、次の業務を行うものとする。

(1) 消防計画の作成及び変更

- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- (3) 建築物、火気設備器具、電気機械設備等の点検検査の実施及び監督
- (4) 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導及び監督
- (6) 収容人員の適正管理
- (7) 管理権原者への提案や報告
- (8) 改装工事等の工事中の立ち会い及び安全対策の樹立
- (9) 職員等に対する防火教育の実施
- (10) 防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督
- (11) 放火防止対策の推進
- (12) 会館に勤務する者への指導・監督
- (13) 防火管理全体に関する指導・監督
- (14) 主催者に対する会場管理計画の提出とその管理監督
(消防機関への報告及び連絡)

第6条 防火管理者は、次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 防火管理者の選任(解任)届出
- (2) 消防計画の作成(変更)届出
消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したときは、届け出ること。
ア管理権原者又は防火管理者の変更
イ自衛消防組織に関する事項の大幅な変更
ウ用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の点検、整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する変更
- (3) 建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡及び法令に基づく諸手続
- (4) 消防用設備等の点検結果の報告
- (5) 自衛消防訓練の実施の報告及び通知並びに教育訓練指導の要請
- (6) 禁止行為の解除承認申請
- (7) その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

第2章 予防管理対策

(予防管理組織)

第7条 予防管理組織は、火災予防のための組織と自主点検検査を実施するための組織とする。

(火災予防のための組織)

第8条 火災予防のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るた

め防火管理者のもとに、別表第1のとおり火元責任者をおくものとする。

(火元責任者の業務)

第9条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火気管理
- (2) 担当区域内の建物、火気設備器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等の日常の維持管理
- (3) 地震時における火気設備器具の安全確認
(定期点検検査等を実施するための組織)

第10条 消防用設備等及び建築物、火気設備及び電気設備等について、火災予防上の維持管理の適正を図るため、定期点検検査・自主点検検査・日常点検を実施するものとし、その担当者を別表第2のとおり定める。

(定期点検検査等の方法及び回数)

第11条 前条の検査の担当者は、別に定める検査表に基づき検査を実施するものとし、その回数は、別表第2のとおりとする。

(消防用設備等の点検)

第12条 消防用設備等の点検は、点検業者に委託して、別に定める「消防用設備等点検計画表」により行うものとする。また、防火管理者は、点検実施時に必要に応じ立会うものとする。

(点検検査結果の報告)

第13条 点検検査を実施した各担当者は、その結果を防火管理者に、防火管理者は管理権原者にそれぞれ報告しなければならない。

(管理員の業務)

第14条 管理員は、会館内外を巡回し、別表第3の項目及び火災予防上の安全を確認するとともに、その結果を警備日誌に記録し、異常が認められた場合は、防火管理者に報告しなければならない。

(消防署長への報告)

第15条 管理権原者は、消防用設備等の点検結果を毎年1回、消防署長に報告するものとする。

(不備欠かん等の整備)

第16条 防火管理者は、各種結果報告に基づく不備欠かん事項について改修計画をたて、その促進を図るとともに、管理権原者に報告しなければならない。

(火気等の使用制限)

第17条 防火管理者は、次の事項について指定又は制限するものとする。

- (1) 喫煙禁煙場所の指定
- (2) 火気設備器具等の使用禁止場所及び使用場所の指定
- (3) 工事中の火気使用の制限及び立会い

- (4) 火災警報発令時等の火気使用禁止又は制限
(臨時の火気使用等)

第18条 次の事項を行なおうとする者は、防火管理者へ事前に連絡し、承認を得るものとする。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。
- (2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき。
- (4) 改装、模様替え等の工事を行うとき。
- (5) 危険物の貯蔵及び取扱いを行う時。

(火気等の使用時の遵守事項)

第19条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気設備器具は、指定場所以外で使用してはならず、周囲に可燃物がないことを確認してから使用すること。
- (2) 火気設備器具は、使用前及び使用後には必ず点検し安全を確認すること。
- (3) 火気設備器具の周囲は、常に整理整頓しておくこと。
- (4) 退館時には、たばこの吸がらを指定された場所に集め完全に後始末をすること。
- (5) 指定された場所以外では、喫煙しないこと。

(施設に対する遵守事項)

第20条 避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守しなければならないものとする。

- (1) 避難口、廊下、階段等の避難施設に避難の妨害となる物品等を置かないこと。
- (2) 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持すること。
- (3) 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し、開放できるものとする。
- (4) 防火戸及び防火シャッター等は、常時閉鎖できるようその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。

(工事人等の遵守事項)

第21条 会館内で工事等を行う者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 溶接、その他の火気等を使用する工事を行う場合は、作業計画を防火管理者へ提出し必要な指示を受けること。
- (2) 火気等を使用する作業にあつては、消火器を配置すること。
- (3) 指定された場所以外では、喫煙等を行わないこと。
- (4) 危険物類の使用は、そのつど防火管理者の承認を得ること。
- (5) 火気管理は、作業場ごとに責任者を指定して行うこと。
- (6) 放火を防止するために、資機材等の整理・整頓を行うこと。

(非常持出し)

第22条 重要書類又は重要物件は、常に整備し、会館の火災又は近火などにより延焼の

おそれがあると認められる場合は、あらかじめ定めた職員によって非常持出し袋等により安全な場所に搬出し監視しなければならない。

(放火防止対策)

第23条 防火管理者は、次の事項に留意し、放火防止に努めるものとする。

- (1) 敷地内及び廊下、階段、洗面所等の可燃物の整理・整頓又は除去を行うこと。
- (2) 出入口の特定と出入りする者に対する呼びかけ及び監視等の強化を行うこと。
- (3) 監視カメラ等の設置による死角の解消及び死角となる場所の不定巡回監視体制を確立する。
- (4) 会館の各担当区域の火元責任者又は最終に退館する者は、会館内の火気の確認及び施錠を行うこと。
- (5) 空室、倉庫等の施錠管理は、出入口だけでなく窓にも注意し、人が入れない環境づくりを行うこと。
- (6) 休日、夜間等における巡回体制の確立と放置されている可燃物等の整理・整頓を行うこと。

(主催者に対する火災予防指導)

第24条 防火管理者は、催物主催者に対して、次の事項を指導するものとする。

- (1) 会場管理計画を提出させ、承認をした後、消防署に提出させるものとし、会場管理計画に基づく火災予防上の遵守事項を主催者全員に周知させること。
- (2) 会場管理計画は、開催2週間前に消防署に提出させること。
- (3) 舞台上で禁止されている喫煙・裸火の使用・危険物の持ち込み等の行為を行う場合は、事前に禁止行為の解除承認申請を行わせること。なお、防火管理者は、当該解除承認条件が遵守されているかを確認すること。
- (4) 舞台上で使用する大道具・幕類の防火物品の使用状況、可燃物と照明器具の保安距離の確保、防火戸の維持管理等の火災予防上必要な遵守事項について、主催者に指導し、確認すること。

第3章 自衛消防活動対策

(自衛消防班の設置)

第25条 会館の自衛消防組織として、自衛消防班を設置し、その編成は、別表第4のとおりとする。

(班長等の権限及び任務)

第26条 自衛消防班長は、市民会館・公民館長をもって充て、自衛消防班が自衛消防活動又は訓練を行う場合、その指揮、命令、監督等の一切の権限を有する。

- 2 自衛消防副班長は、市民会館・公民館管理係長をもって充て、自衛消防班長を補佐し自衛消防班長が不在の場合はその任務を代行するものとする。

3 自衛消防班の出火時における任務は、別表第4のとおりとする。

(自衛消防隊員の不在及び代行)

第27条 自衛消防班長及び自衛消防副班長は、発災時においてあらかじめ定めた任務を担当する職員が不在のとき、若しくは身体上の支障により、その任務に従事することが困難と判断したときは、各担当及び各担当係の任務を変更し、又は他の職員を指名し、任務に当たらせることができる。

(自衛消防活動等)

第28条 火災の発見者は、直ちに大声で周囲の者に知らせると共に、消防機関(119番)への通報及び自衛消防班又は会館職員に火災の場所、状況を知らせなければならない。

2 会館職員は、自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めたときは、直ちに担当職員を現場に派遣するとともに非常電話等で状況を確認する。

3 会館職員は、火災を確認後、直ちに消防機関(119番)へ通報するとともに、自衛消防班長に報告し、放送設備等により必要に応じた周知手段を講ずるものとする。

4 自衛消防隊員は、自衛消防班長の指示命令に従い、現場の状況の把握、消防機関への通報、非常放送、避難誘導、消火活動等に全力で当たらなければならない。

(本部の設置及び任務)

第29条 自衛消防班長は、火災の発生を覚知したときは、直ちに指揮命令に当たるとともに火災の状況により必要に応じて、会館前広場に本部を設置し、実態の把握と防御上の指揮命令、連絡体制の確保、消防隊に対する報告及び必要な情報提供をするものとする。

(避難経路図等)

第30条 自衛消防班長は、人命の安全を確保するため、各階ごとに消防用設備等の設置位置図及び屋外へ通ずる避難経路を明示した避難経路図(別図:地階から3階まで)を作成して掲示し、会館利用者及び職員等すべての者に周知徹底しなければならない。

(夜間、休館日等における活動体制)

第31条 管理員及び会館に勤務する者は、夜間、休館日等において、火災を発見し又は自動火災報知設備により火災を覚知したときは、次の初動措置を行わなければならない。

(1) 通報連絡

直ちに119番に通報するとともに、備え付けの緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡すること。

(2) 初期消火

延焼拡大を阻止するため、消火器具等により消火を行うとともに防火戸及び防火シャッター等を閉鎖すること。

(3) 消防隊への情報提供等

到着した消防隊に対し、火災の延焼状況、燃焼物件、危険物品の有無等の情報を提供するとともに火点への誘導を行うこと。

(装備)

第32条 自衛消防班の装備並びにその管理は次によるものとする。

(1) 装備

消火器	1	消防用ヘルメット	17
携帯用拡声器	1	携帯用照明器具	1
担架	1		

(2) 装備の管理

装備の管理は市民会館・公民館事務室(担架は男子更衣室)とし、常に点検・確認をしておくこと。

第4章 震災対策

(震災予防措置)

第33条 自主点検検査担当者及び火元責任者は、地震時の災害の発生を予防するため、建築物、消防用設備等の点検検査に併せ次の事項を行うものとする。

- (1) 建築物及び建築物に付随する施設物並びに会館内に陳列、設置する物件の倒壊・転倒・落下の予防措置。
- (2) 火気設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないこと。
- (3) 火気設備器具等の転倒落下防止及び感震自動消火装置、燃料等の自動停止等についての作動状況の検査。

(非常用物品等の準備)

第34条 地震に備え、非常用物品等を確保するとともに、定期的に点検整備を実施するものとする。なお、点検は地震想定訓練実施時に合わせて行うものとする。

(周辺地域との協力体制)

第35条 周辺事業所と協議し、震災時の応援体制について消火活動及び救助救護活動等に関する協力体制の確立を図るものとする。

(帰宅困難者対策)

第36条 会館の帰宅困難となる職員及び在館者等に対する情報の提供、保護支援、交通手段の確保など、次の事項の対策を立てるものとする。

- (1) ラジオ等により正しい情報を入手し、その情報は館内放送及び掲示板等により周知する。
- (2) 混乱状況及び居住地等を考慮してグループ分けし、時差帰宅計画を作成する。また帰宅地図を作成する。
- (3) 帰宅困難な者のための食料、飲料水及び寝袋等を準備する。
- (4) 職員やその家族の安否確認方法等、連絡体制を確立する。

(5) 在館者等の安全を確保するため、適切な避難誘導及びけが人等の保護を行う。

(地震発生時の安全措置)

第37条 地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。

- (1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 火気設備器具の直近にいる職員は、電源の遮断、燃料の遮断等を行い、火元責任者はその状況を確認する。
- (3) 全職員は、周囲の機器・物品等の転倒、落下等の異常があった場合は、自主点検検査担当者に報告するものとする。
- (4) 自主点検検査担当者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。
- (5) 各設備器具は、安全を確認した後、使用する。
- (6) 防火管理者は、被害の状況を火元責任者等に報告させ把握する。
- (7) 通報・非常放送担当等は、情報を把握するとともに、在館者の安全確保のため次の内容を放送する。

ア エレベーターの使用の制限

イ 落下物からの身体防護の指示

ウ 屋外への飛び出しの禁止

(地震時の活動)

第38条 地震時の活動は、第3章によるほか、次のことを行うものとする。

- (1) 地震の被害状況により、電話回線が使用不能な場合は、近くの消防署へ駆けつけ、火災等の発生状況、救出、救護が必要な状況を通報する。
- (2) テレビ、ラジオなどにより、地震情報等の収集に努め、周囲の情報を把握すること。
- (3) 防火管理者は、混乱を防止するため、必要な情報を職員に周知させるとともに、在館者に適切な指示を行うこと。
- (4) 初期救助、初期救護を行った後、周辺地域の消火活動及び救助活動等を行うものとする。

(初期救助、初期救護)

第39条 地震時の初期救助、初期救護については、次の活動を行うものとする。

- (1) 応急救護班は負傷者が発生した場合、応急手当を行うとともに、地震の被害状況により緊急を要する場合は、救護所、医療機関に搬送する。
- (2) 建物等の下敷きになっている者等、救助が必要な者を発見した場合は、自衛消防班長等に報告するとともに、救助可能なときは、周囲の者と協力して救助するものとする。

(避難)

第40条 避難誘導担当は在館者等の混乱防止に努めるほか次によるものとする。

- (1) 在館者を落ち着かせ、自衛消防班長から避難命令があるまで、照明器具などの転倒

- 落下に注意しながら、柱のまわりや壁ぎわ等、安全な場所で待機させる。
- (2) 建物の倒壊等の危険がある場合は、速やかに屋外へ避難させる。
 - (3) 避難は防災関係機関の避難命令又は自衛消防班長の命令により行うこと。
 - (4) 避難場所は、会館敷地内西側駐車場とする。ただし近隣建物の火災発生状況及び風向きなどを考慮し、自衛消防班長は、より安全な場所に変更することができる。
 - (5) 在館者等を避難場所に誘導する時は、順路、道路状況、地域の被害状況について説明すること。
 - (6) 避難する際は、車両等を使用せず全員徒歩とすること。
 - (7) 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用するとともに、避難の際には先頭と最後尾に誘導員を配置すること。
 - (8) 避難経路は、道路状況、地域の状況等を考慮し、選定すること。
 - (9) 避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行うこと。
 - (10) 避難する際には、電源の遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行うとともに、自衛消防班長にその旨を報告すること。

(地震後の復旧計画)

第41条 地震後の復旧計画として、次のことを行うものとする。

- (1) ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策として、第34条に定める非常用物品のほか、自家発電設備、無線機等を準備しておく。
- (2) 事業再開時には、火気使用設備、器具等の破損状況を検査し、安全を確認した後、使用を再開する。
- (3) 被害状況を把握し、危険箇所には立ち入り禁止とする。
- (4) 復旧作業は計画を立て、安全を確保しながら実施する。

(昭島市地域防災計画との関係)

第42条 昭島市地域防災計画に基づく「昭島市災害対策本部」が設置された時は、会館内に現に発生している火災の消火活動等、会館の保全のための応急措置を行った後、速やかに当該対策本部の指示に従うものとする。

第5章 警戒宣言発令時の対応措置

(組織編成及び任務分担)

第43条 大規模地震対策特別措置法による判定会招集連絡報並びに警戒宣言発令時における組織編成及び任務分担は、昭島市防災会議が定めた「昭島市地域防災計画(震災編)」(平成14年修正)によるものとし、当該計画に定めのない部分については、「昭島市庁舎消防計画」によるものとする。

(職員及び在館者等に対する判定会招集連絡報の伝達)

第44条 在館者等に対する判定会招集連絡報を伝達する場合は、館内放送により行うも

のとし、次の放送内容とする。

「市民の皆様並びに職員にお知らせします。

ただ今、東海地震に関する判定会が招集されたとの連絡が入りました。

この判定会は、東海地域の地震観測データに現れた異常が大地震に結びつくかを地震専門家が検討し判断するものです。

今のところ地震が発生する恐れがあるかどうかは、全くわかっておりません。

くわしい情報が入り次第お知らせします。

なお職員は、会館消防計画に基づく被害防止措置を講じてください。」

(職員及び在館者等に対する警戒宣言発令情報の伝達)

第45条 警戒宣言発令情報を在館者等に伝達する場合は、前条の放送後2分から3分経過後とし、この場合における放送内容は次のとおりとする。

「市民の皆様並びに職員にお知らせします。

ただ今、東海地震に関する警戒宣言が発令されました。

警戒宣言の内容は、ただ今から「 」以内に東海地方を中心とする大規模な地震が発生する恐れがあるとのことです。

市民の皆様は係員の誘導に従ってお帰りください。

なお、各駅は相当の混雑が予想されますので、近距離の方はできるだけ歩いてお帰りくださるようお願いいたします。

職員は、引き続き会館消防計画に基づく被害防止措置を講じた後、自席で待機してください。」

(職員の実施すべき被害防止措置)

第46条 職員は、警戒宣言が発令されたときは、速やかに次の対策を実施するものとする。

- (1) 火気の使用中止又は制限
- (2) 窓ガラスの破損、散乱防止措置
- (3) 照明器具等の固定
- (4) 事務機器、ロッカー等の転倒・落下防止措置
- (5) 高所の物品の落下防止措置
- (6) 非常持出品の準備

(緊急点検及び応急措置)

第47条 消防用設備等の自主点検検査担当者は、警戒宣言が発令された場合は、ただちに消防用設備等の点検及びその他の施設等の点検を行い、応急措置(整備補強等)を行うものとする。

2 自衛消防班が実施すべき緊急点検及び応急措置は別表第5のとおりとする。

第6章 防災教育及び訓練等

(防災教育)

第48条 防火管理者は、防災思想の普及とその周知徹底をはかるため、常に全職員に対して防災教育を行うよう努めるものとする。

(防災教育の内容)

第49条 防災教育の内容は、次によるものとする。

- (1) 消防計画の周知徹底
- (2) 火災予防上の遵守事項
- (3) 防火管理に対する職員各々の任務及び責任の周知徹底
- (4) 震災対策に関する事項

(防災教育の実施時期)

第50条 毎日の朝礼時、又は消防訓練時に併せて実施する。

(訓練の実施)

第51条 防火管理者は、次により毎年2回以上訓練を行うものとする。

(1) 消防訓練

- ア 総合訓練 消火、通報及び避難誘導を連携して行う。
- イ 基礎訓練 消火活動に使用する設備、器具等の取扱い訓練

(2) 予防対応型訓練 判定会招集連絡報の覚知から地震発生(又は警戒宣言解除)に至るまでの一連の対策訓練

(3) 防火管理者は訓練の実施にあたっては、訓練指導者を指定して実施するものとする。

(4) 訓練の参加者は、自衛消防隊員を中核として、全職員及び会館関係業務の委託先従業員が年1回以上参加するものとする。

(消防機関への指導要請)

第52条 防火管理者は、訓練を実施するに際し必要と認める場合は、消防機関への指導を要請するものとする。

(訓練の実施結果)

第53条 防火管理者は、別に定める「自衛消防訓練実施結果表」により、訓練内容を審査し、その結果を次回の訓練に反映するものとする。

附 則

- 1 この消防計画は、平成11年10月1日から施行する。
- 2 昭島市民会館消防計画実施要綱(昭和58年3月17日施行)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この消防計画は平成15年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この消防計画は平成16年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この消防計画は平成28年7月1日から施行する。

別表第1 (第8条関係)

火元責任者

担当区域	火元責任者
地下1階	管理係長
地下1階(清掃員控室)	清掃委託業者
1階	管理係長
1階(食堂)	喫茶室経営委託業者
2階	管理係長
3階	管理係長
舞台まわり	舞台担当
音響室	音響担当
調光室	調光担当

別表第2（第10条・第11条関係）

定期点検検査等の実施組織

種 別	実 施 区 分	検 査 担 当 者	回 数
定期点検検査	消火器具 屋内消火栓設備 屋外消火栓設備 自動火災報知設備 誘導灯 誘導標識	法令に定める有資格者 設備等委託業者	法令に定める 回数
自主点検検査	前記消防設備の機能 建築物 火気使用設備	管理係一般技術職員	6月に1回
日常点検検査	電気機械設備及び器具 火気管理 防火区画の維持管理 消防用設備の維持管理	管理係一般技術職員 及び管理係長	毎 日

別表第4（第25条・第26条関係）

自衛消防班組織及び任務表

担当及び担当係	配置人員	任 務 内 容
(指揮) 班長（館長） 副班長（管理係長）	2 名	1 自衛消防隊員を指揮・監督する 2 救護本部を設置する 3 消防隊への情報提供及び災害現場への誘導 4 その他指揮統制上必要な事項
(通報・非常放送) 管 理 係 事 業 係	2 名	1 消防署（119番）に通報する 2 館内非常放送を行う 3 消防隊への情報提供 4 消化現場からの自衛消防班長への情報提供
(消 火) 管 理 係 事 業 係	3 名	1 消火器、屋内消火栓を使用して延焼拡大の防止を行う
(避難誘導) 管 理 係 事 業 係	5 名	1 館内の利用者の避難誘導 2 拡声器、大声によりパニックの防止に努める 3 非常口全てのドアを開放する 4 会館内各部屋利用者の避難確認と救護本部への状況報告を行う
(救 護) 事 業 係	2 名	1 負傷者の応急手当を行うとともに、救急隊との連携を密にし、負傷者の搬送等に協力する
(技 術) 管 理 係	2 名	1 電気、機械等の安全措置を行う 2 非常電源の確保を行う

別表第5 (第47条関係)

警戒宣言発令時緊急点検及び応急措置

担 当	任 務
通報・非常放送	情報の収集と在館者並びに職員への情報伝達
消 火	防火戸、防火シャッター等の障害物除去、及び通路・階段等の避難路確保と障害物除去
避難誘導	在館者の誘導案内、職員へ待機呼びかけ
救 護	備蓄医薬品、担架等の点検及び確認、救護所の確保